

化学物質の容器等への表示・文書交付制度の改善について

背景

「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」に関する国連勧告(GHS国連勧告)

- 化学物質の引火性、発がん性等（**危険性及び有害性**）について、危険・有害性の程度等に応じたどくろ、炎等の**絵表示**を付すこと、取扱上の注意事項等を記載した文書を作成・交付することなど



- APEC域内では平成18年末までの実施（閣僚会議共同声明）
- 関係省庁が歩調を合わせて制度の改正を検討
- 化学工業界はGHS国連勧告への対応を要望

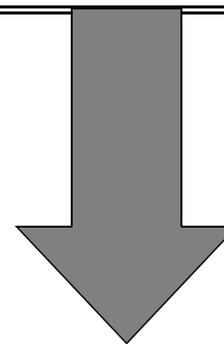
化学物質の危険性・有害性、取扱上の注意等を事前に知らされていなかったことによる爆発・火災等の発生

The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

労働安全衛生法に基づく表示・文書交付制度

現行

化学物質の有害性（発がん性等）のみを対象
絵表示がない
など、GHS国連勧告と相違



対応案

化学物質の引火性等の危険性をも対象に追加
絵表示の導入
などにより、GHS国連勧告に対応したものへ改善